

正副会長の活動状況

— 会務報告 —

日本弁理士会副会長 鈴木 知

1. はじめに

4月に着任してから、あっという間に、秋風がさわやかに感じられる季節になりました。私の担当は、知的財産支援センター、地域企画調整委員会、業務対策委員会、弁理士業務標準化委員会、情報企画委員会、また、担当している支部は、北海道支部と東北支部、さらにワーキンググループとして、復興プロジェクト本部となっています。

これら担当委員会等のこれまでの活動経過につきまして、簡単ではございますが、ご紹介させていただきます。

2. 復興プロジェクト本部

日本弁理士会における東日本大震災の被災地に対する復興援助活動の中核的役割を担っています。

当本部は、3つの部会から構成されています。第1部会は、特許出願等復興支援制度を運用しています。第2部会は、知財の創造・保護・活用の知的創造サイクルの面から、被災地復興に資する活動を検討し実行する準備を進めています。第3部会は、日本弁理士会が行っている復興支援活動を広く周知する広報活動を担当しています。

第1部会の特許出願等復興支援制度は、7月に入って本格的に稼働を開始し、すでに申請案件の審査に着手しています。第2部会も、7月から8月にかけて、被災地域の複数の箇所へ足を運び、情報収集を行い、今後の活動方針を固めているところです。特許等の技術に止まらず、意匠やブランド戦略での地域経済復興も視野に入れる必要がありそうです。東日本大震災から1年半が経ち、国の復興支援も、必ずしも順調に進んでいるとは言えず、復興格差が見え隠れしている今、復興支援に対し、頼りになる弁理士、役に立つ日本弁理士会であるべく、第2部会の活躍が期待されるところです。第3部会は、twitterなどのソーシャル・ネットワーキング・サービスを活用し、復興支援に関する情報発信と情報収集を継続的に行っています。是非、右記 URL にアクセスしてみてください。

https://twitter.com/JPAA_fukkou

3. 知的財産支援センター

渡邊一平知的財産支援センター長より、以下のようにご報告をいただきました。知的財産支援センターは、本年度において、復興支援を含む（復興プロジェクト本部への協力）特許出願等援助制度をより積極的に活用してもらうよう、援助対象者を創業間もない中小企業に広げるとともに、特許のほか実用新案、意匠の出願も援助対象とし、大幅に予算を増額しています。実際に申請件数も大幅に増加しています。今後、被災地からの申請の大幅な増加も見込まれます。

また、地方自治体との知財支援協定に基づき、本年度も各地方自治体からの要請による多くの研修、セミナーが企画されています。例えば今年1月26日に知財協定を締結した土佐市からは、小中学校向けの知財教育（発明工作教室）が今年の11月に集中的に開催される予定であり、次年度以降も継続的な支援を要請されています。

4. 地域企画調整委員会

今年度新設された委員会です。各支部の活動状況や問題点などの情報を共有し、円滑で効率の良い支部活動を展開する方策などを検討しています。

7月には、全国9支部の支部長及び副支部長などの方々に東京へお越しいただき、知的財産支援センター、広報センターのセンター長や研修所の所長も交え、支部サミットを開催しました。支部サミットでは、知的財産支援センターの活動と関係しますが、地域知財活動の振興や中小企業の支援の実際について、各支部が苦勞をされながら地域性を踏まえた独特の活動を行っていることの報告、また広報センターとの関係では、地方支部における広報のあり方の検討、そしてまた、研修所と三大支部等との研修活動の擦り合わせの検討など、幅広く議論・検討が行われ、たいへん意義深いものでした。

個々の支部の実情を踏まえた本会の役割や支部相互

の連携など、議論・検討を行う場として、今後がさらに期待されます。

5. 業務対策委員会報告

三上結委員長より、以下のようにご報告をいただきました。業務対策委員会では、例年、非弁活動の調査や対応を行っており、業務対策委員会には会員の皆様からの情報も集まってきます。本年度は、年度の開始直前から複数の情報が寄せられて、委員会の立ち上げもそこそこに対応を進めています。

また、業務対策委員会では、外部の調査会社を使った非弁調査を、例年は商標出願代理について行ってきましたが、本年度は特許出願代理にも調査範囲を広げることが決まりました。調査結果が得られ次第、非弁代理に対する警告の発送などを行う予定です。

更に、業務対策委員会では、特許庁との協議を数年に1回程度行って、非弁行為への対処方法などについて検討していますが、本年度はこの対庁協議を実施する方向で協議事項などを検討しています。

6. 弁理士業務標準化委員会活動報告

関根武彦委員長より、以下のようにご報告をいただきました。当委員会は、平成22年度における弁理士業務標準化委員会と弁理士サービス価格検討委員会とが統合されて、平成23年より新たに活動開始した委員会です。従って、本年度も上記の二つの委員会の流れを汲む活動をしています。

本委員会では、まず、冊子「弁理士業務標準」の目的、性格及び現状について再確認した上で、さらに充実したものとする検討を行っています。具体的には、法改正などに伴う内容の修正を検討するとともに、特許事務所における事務作業の指針となるような記事の追加についても検討しています。また、弁理士サービス価格につきましては、顧客に弁理士報酬の額を如何に納得していただくかという点について検討をしています。例えば、明細書作成の際には実際の執筆作業の他にどのような準備が必要であり、どれ位の時間を要するか等を如何に提示するかというような検討をしています。

7. 情報企画委員会

今年度は、委員会資料を活用するためのデータベースの検討や、研修スケジュール、弁理士会会議室の利用状況などの情報を会員の方々に提供するためのグループウェアの検討、スカイプなどに代表されるウェブ会議システム利用の啓発、委員会などで配布される

紙情報の削減などをテーマとして検討を進めています。着々と、成果が出てきており、委員会参加の会員の方々、そしてまた一般会員の方々へも、適切な情報サービスができるようにして参りたいと思います。

8. 北海道支部

北海道支部の支部員の方より、以下のようにご報告をいただきました。当支部では、支部パンフレットの作成をしています。支部広報用の独自のパンフレットを作成する予定です。札幌ならではのキャラクター使用も検討しています。また、金融機関との連携を計画しています。地域知財支援の一環として、北海道の金融機関との連携を進めていこうとしています。関連する各方面にヒアリングを行い、どのように連携を進めていくか検討中です。防災については、支部独自の防災対策を検討しています。第1弾として、支部事務局に防災備品を確保しました。また、支部内設備の点検を行い、どのような対策が必要か検討中です。古くから強い絆をもっている東北支部との合同役員会も計画しています。支部独自の委員会として、バイオ委員会があり、月に2日のペースで判例研究を行っています。また、無料相談を週に2日のペースで開催しています。

9. 東北支部

東日本大震災の被災地域を抱える東北支部の会員の皆様には、例年の支部活動を超越、たいへんな時間と労力をかけて、上記復興プロジェクト本部の活動にご協力いただいています。震災による被害のために、無料相談に出掛けることも、容易なことではないそうです。そのような中で、例年通りの経済産業局や中小機構などとの協調的活動はもちろんのこと、今年は、行政機関に対し、県レベルはもとより、被災地域にも入っていただいて、市や町のレベルに対しても、支援としての弁理士会活動を行っていただいております。ご苦労に感謝しています。

10. おわりに

今年度会務が始まって、やっと5ヶ月というところですが、担当委員会等の皆様の努力により、早くも成果が顕れてきています。今年度事業計画でも、迅速に検討・結果をまとめ、年度後半にはそれを行動に移すという目標を掲げており、それに適う活動が行われています。会員の皆様におかれましては、今後とも是非ご支援・ご協力の程、よろしくお願い申し上げます。

以上